身体拘束等の適正化のための指針

株式会社 楓 つむぎケアグループ

1．身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の自由を制限するものであり、尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

（1）身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

（2）身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の 3 要件を全て満たす必要があり、その場合であっても身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

1. **切迫性**：利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
2. **非代替性**：身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。
3. **一時性**：身体拘束等が一時的であること。

（3）日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

1. 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
2. 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
3. 利用者の思いをくみ取り、意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
4. 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
5. 万一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束等適正化委員会において検討する。
6. 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返り、利用者に主体的な生活をしていただくよう努める。

（4）情報開示

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応じる。

2．身体拘束等廃止に向けた体制

（1）身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて「身体拘束等適正化委員会」を設置し、検討結果について従業者へ周知徹底を図る。

① 設置目的

- 事業所内での身体拘束等廃止に向けた現状把握および改善の検討
- 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討および手続き
- 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

② 委員会の構成員

委員会は次に掲げる構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種の職員を参加させることができることとする。

- 施設長
- 介護職員
- 看護職員
- 介護支援専門員

③ 委員会の開催

定期的に 3 ヶ月に 1 回以上開催する。また、必要に応じて随時開催する。

（2）やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人または他利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順を踏まえて行う。

ア 利用前

1. 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会にて協議する。
2. 身体拘束等の内容・時間等について個別支援計画等に記載し、利用者およびご家族に対し現場責任者が説明を行い、「身体拘束・行動制限に関する説明書」（様式 1）により同意を得る。

イ 利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会において実施件数の確認を行い、やむを得ず実施している場合（解除を含む）について協議検討し、議事録に残す。

ウ 身体拘束等の継続と解除

1. 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」（様式 2）を用いて、態様・時間・心身の状況・緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
2. 身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。
3. 継続の場合は引き続き日々の経過観察を行い、「身体拘束経過記録」（様式 3）に記録する。
4. 解除の場合は即日、現場責任者よりご家族へ解除について説明し同意を得る。

エ 緊急時

1. 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後の対応は身体拘束等適正化委員会において協議する。
2. ご家族への説明は翌日までに現場責任者が行い、同意を得る。

3．身体拘束等廃止に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のため、各職種の専門性に基づくアプローチから多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

施設長

1. 身体拘束等適正化委員会の統括管理
2. 支援現場における諸課題の統括管理
3. 身体拘束等廃止に向けた職員教育

介護支援専門員

1. ご家族・相談支援専門員との連絡調整
2. 本人の意向に沿った支援の確立
3. 施設のハード・ソフト面の改善
4. 記録の整備

介護職員・看護職員

1. 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
2. 利用者の尊厳を理解する
3. 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解に努める
4. 利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
5. 利用者とのコミュニケーションを十分にとる
6. 記録は正確かつ丁寧に記載する

４．身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

1. 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年１回以上）の実施
2. 新任者採用時における新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修の実施
3. その他必要に応じた教育・研修の実施
4. 上記教育・研修の実施内容および出席者の記録と保管

附則

- 2020 年 4 月 1 日 施行
- 2024 年 10 月 11 日 改訂
- 2026 年 8 月 1 日 改訂